

麻生市民館の利用に関するガイドライン

1 麻生市民館の施設を利用される方へ

麻生市民館では、「11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）」に基づき、令和2年9月19日（土）より、ホール及び会議室等、すべての施設の人数制限を一定の条件のもと緩和します。

来場者がホール客席又は各室において、大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱する恐れのないものについては、利用人数の制限を緩和します。その際、本ガイドラインに加え、「11月末までの催物の開催制限等について」で示された、感染症予防対策を講じた上で各業種別ガイドラインを遵守して御利用ください。

感染防止対策として、下記の事項にご協力をお願いいたします。

- (1) 咳エチケット、手洗い・手指の消毒を行ってください。また、マスクを利用者全員が必ず着用してください。
- (2) 利用代表者は活動に参加する方の健康状態及び連絡先を把握し名簿を作成してください。また、感染者又は感染が疑われる方が判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供にご協力ください。
- (3) 密閉空間を避けるため、定期的に2方向以上の窓、ドアを開け、換気を行ってください。
- (4) 密集場所を避けるため、共用部分では対人距離を確保（最低1mできるだけ2mを目安に）してください。
- (5) 密接場面を避けるため、室内では互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を避けてください。
- (6) 下記の症状に該当される方は、来館をご遠慮ください。
 - ①来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
 - ②息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - ③過去2週間以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- (7) 合唱、楽器等の演奏、社交ダンス及び定員の半数以上で利用する場合等については、各関係団体のガイドラインに基づき遵守して御利用ください。特に管楽器の演奏等については、飛沫拡散等に注意してください。また、呼気が激しくなるような運動はご遠慮ください。
- (8) 料理室を利用する際には、食器やテーブル等をご利用者にて消毒し、飲食の際には飛沫感染等の対策を十分に行ったうえでご利用ください。また、料理目的以外での御利用は御遠慮ください。
- (9) 消毒用スプレー及びペーパータオルにて、施設の使用前後に部屋の机、椅子、ドアノブ、電気のスイッチなどを消毒してください。
- (10) 感染者又は感染が疑われる方が会議室等の利用終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

2 ホールを利用される主催者の方へ

ホール収容人数制限緩和に関する詳細については、「11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）」及び各「業種別ガイドライン」を確認し、内容を遵守してご利用ください。

- (1) 公演来場者の感染防止策として以下の対応をお願いいたします。
 - ①公演ごとに来場者の氏名及び連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演参加者に対して、感染者又は感染が疑われる方が発生した場合は必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
 - ②来場者に事前に以下のことについて周知する

- ・咳エチケット、マスクの着用、定期的な手洗いと手指の消毒を行うこと
 - ・社会的距離の確保の徹底
 - ・公演等中の来場者同士の接触及び会話は控える
 - ・プレゼント、差し入れ等は控える
 - ・接触確認アプリ（COCOA）等各地域の通知サービスのダウンロードを推奨する
 - ・37.5 度以上の発熱がある場合、咳・咽頭痛などの症状がある場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、及び過去 2 週間以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴がある場合は観賞を遠慮する
- ③座席エリアごとの時間差で入場、退場等の工夫を行う。
 - ④会場入口に消毒液を設置し、来場者に手指の消毒を呼びかける。
 - ⑤入待ち・出待ちは控えるよう呼びかける。
 - ⑥パンフレット・チラシ等の手渡しは極力避ける。
 - ⑦来場者には入場時に検温を実施し、発熱が確認された場合は、払い戻し等の措置を行い、入場を断る。
 - ⑧来場者全員がマスクをすることを徹底し、マスクを持参していない入場者に対しては、主催者側でマスクを配布する。
 - ⑨公演等の前後及び休憩中に、会場内換気を行う。また、休憩時間は可能な範囲で長く取り、十分な換気を行うとともにトイレなどの混雑の緩和に努める。
 - ⑩座席は原則として指定席とし、演者と観客との距離を 2 m 以上確保する。また、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」については、同一グループ（5 名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないが、違うグループが隣同士にならないよう 1 席ずつ間を空けて配置する。
 - ⑪「大声での歓声、声援等が出ないことを前提としうるもの」で、観客が大声を出した場合に、個別に注意、対応等ができるよう、人員を配置するなど体制を確保する。
 - ⑫公演等終了後に使用した座席の肘掛けを消毒する。
 - ⑬来場者と接触するような演出（来場者をステージにあげる、ハイタッチ等）、及び観客が大きな声を出すような演出は行わないこととする。
 - ⑭公演等に係る演者のグッズ販売は、原則としてオンラインでのみ行う。
 - ⑮公演等の会場入口に行列が生じる場合、最低 1 m（できるだけ 2 m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行うとともに、他の利用者に対しても十分配慮する。
 - ⑯公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合、飛沫防止対策としてアクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮断する。
 - ⑰退場時に来場者対し、公演等後 2 週間以内に感染者又は感染が疑われる症状が出た場合の対処の仕方を周知する。
 - ⑱感染が疑われる者が公演等中に発生した場合は、別室への隔離や医療機関への連絡を行う。
 - ⑲感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- (2) 出演者及び公演スタッフの感染防止策として以下の対応をお願いいたします。
- ①公演等の運営に必要な最小限度の人数とする。
 - ②スタッフ全員のマスクもしくはフェイスシールドの着用、及び手指消毒を徹底する。
 - ③自宅で検温を行うことし、37.5 度以上の発熱がある場合（または平熱比 1 度超過）には自宅待機とする。
 - ④出演者及び公演スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握する。
 - ⑤出演者及び公演スタッフに感染が疑われる場合は、保健所の聞き取りに協力し必要な情報提供を行う。
 - ⑥施設使用後に、使用した楽屋等の、机、椅子、ドアノブ、電気のスイッチなど、手を触れた箇所を消毒する。